

| | |
|------------------|---|
| Title | 〔商法 三一二〕 銀行から手形を買戻した保証人に対する抗弁 |
| Sub Title | |
| Author | 黄, 清溪(Ko, Seikei) 商法研究会(Shoho kenkyukai) |
| Publisher | 慶應義塾大学法学研究会 |
| Publication year | 1991 |
| Jtitle | 法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.64, No.4 (1991. 4) ,p.109- 114 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 判例研究 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19910428-0109 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 三二二〕 銀行から手形を買戻した保証人に対する抗弁

〔判示事項〕

割引依頼人の人的抗弁をもって保証人に対抗できる。

〔参照条文〕

手形法一七条、民法五〇〇条

〔事実〕

訴外A社は昭和五三年ごろ訴外Dが合成樹脂加工を業とする訴外C社を設立するに当り、資本金の一部を貸付け、加工機械を貸与し、加工原材料を卸すなど、かなり密接な関係を有していたところ、C社は次第に代金及びリース料を滞納する状態となったので、A社はこの債務を確実に回収するために、C社に対し経営管理の状態をとるようになった。

このような状態に立ち至った中で、昭和五七年春頃、C社の代表者DはYに対し、A社の資金繰りのため、C社振出の交換手形（満期は三日前、金額は謝礼金を上乗せしたもの）を振出との条件で、YがA社からの商品買入れ名下に、Yの手形を振出し

（東京地裁昭五八（ワ）第七〇六七五号）
約束手形金請求事件
昭和六〇年一月二十九日判決
判例タイムズ六〇七号一〇二頁

て融通してくれるよう申入れ、Yはその旨承諾した。そこでYは前後四回合計九通の約束手形をA社宛振出すに及んだ。本件手形はその中の一通である。本件手形は、A社が割引きのため訴外B銀行に裏書譲渡し、同銀行により、支払期日に呈示されたが、C社の振出した本件手形の見返り手形が不渡りになったので、Yは契約不履行を理由に支払を拒絶したため、A社が同銀行に対し、負担する債務の保証人となっていたXは、A社に代位して本件手形買戻義務を履行し、同銀行より同銀行の裏書を受けないまま、本件手形を受取ったものである。よって、XがYに対し約束手形金及び利息の支払を求めたのが本件である。

〔判旨〕

「A社は設立されて現在に至るまで、終始Xが代表取締役である。取締役には、Xの息子、Xの妻、Xの娘、その他一名が登記簿に記載されており、A社の事務所には、Xと息子の他には男子従業員、女子従業員各二、三名が出務し、営業する同族

会社であり、実権はXとその息子が握っていた。

XはB銀行に対するA社の債務の担保として、X所有の宅地及び居宅を共同担保として根抵当権を設定していた。

以上の事実並に前示の認定の各事実を総合すれば、A社とXとは事実上、経済上一体と認められることができる関係にあるほか、A社に代位して本件手形を受戻したものであり、またB銀行の裏書もなく、同銀行はXから遡求されず、またYに対して遡求し得ない関係にあることを併せ考察するに、Xの本件手形の取得は信義則上、右銀行からA社が受戻したのと同じに評価すべきである。

以上によれば、Yの抗弁には理由があり、本訴請求は棄却すべきである。」

〔評釈〕

一 本件の問題点は、融通手形の振出人Yが割引依頼人A社に対して人的抗弁事由をもっている。物上保証人Xが割引先B銀行に対し、保証債務を履行するために、A社に代位弁済をなして手形を取得した場合には、そのXの法律上の地位はいかなるものであるか、Yが割引依頼人A社に対するのと同様の抗弁をもってXに対抗しうるかである。

ご承知の通り、銀行が手形割引によって所持している手形につき不渡事由が生じた場合には、銀行の手形所持人としての利益回復は、遡求権の行使によるものではなくて、手形割引の際の買戻特約にもとづく買戻請求によってなされるのが通例であ

る。その際、銀行としては、買戻請求権の行使を確保するために、割引依頼人の買戻義務について保証人を立てさせ、なんらかの事情によって依頼人が買戻に応じられないときは、右保証人に手形を買戻させる。本件においても、右のような事情で依頼人の保証人が手形を買戻した事例である。

ところで、Xの代位弁済に際して、手形の取得について、二つの方式がとられている。一つは、①割引銀行から手形の交付を受けるときに、銀行の裏書がなされて、保証人に交付した場合、形式的には、割引依頼人↓銀行↓保証人と手形が裏書されることになる。もう一つは、②割引銀行から単なる手形の交付を受けただけで銀行の裏書がなされていない場合である。前者では、保証人は手形所持人としての形式的資格を有するが、後者では、保証人はそのような資格を有さないとの差別がある。

本件は後者に属する事例である。

①の場合において、保証人は保証義務の履行のために裏書つきの手形を受け戻したという事実関係についての法的評価は、従来から見解が対立している。

保証人は割引依頼人が手形を受け戻した場合と同一の権利しか取得しないとする見解(大阪高判昭和三四・七・七下級民集一〇巻七号四七〇頁)と、保証人による割引手形の買戻しは、保証人は法律上の義務に基づいて買戻を強制されるのであるから、手形の取得について意思決定の自由を有するものではないことを考慮して保証人に人的抗弁の切斷を認め、完全な手形上の権利

を取得させるべきであるとする見解（前橋地高崎支判昭和四七・五・一六判時六六九号九五頁）がある。

保証人が割引銀行から手形の裏書を受けている以上、手形割引の保証義務の履行ということは裏書行為の原因関係であるにすぎない（松岡和生・財経弘報九七八号六頁）。このような義務に基づくものであるからといって、銀行から保証人への裏書自体には、なんらの違法・不当な点もみいだすことはできないものである（大隅健一郎・河本一郎・注釈手形法小切手法二二八頁）。これは保証人が割引依頼人の地位とは独立して手形上の権利を取得したものである。さらに、善意者の介在により人的抗弁が切斷された後に手形を承継取得した者は、その者自身が抗弁事由につき悪意であったとしても抗弁切斷の利益を受けるということであり（最三小判昭和三七・五・一民集一六卷五号一〇一三頁、割引銀行は善意者であるから保証人は右の抗弁の対抗を受けない。さらに、民法上の効果として、保証人は弁済によって、債権者の権利を代位取得するので（民法五〇〇条、弁済によって手形を受け戻した保証人は、銀行の有していた手形上の権利を取得しうるはずである」と主張するものもある（東京地判昭和三九・六・二九金融法務三八二号六頁、高島正夫・銀行取引判例百選〈新版〉一三二頁）。これらの立場によると、保証人が割引依頼人とは独立に裏書を受けたものとするかぎり、善意・悪意および期限後裏書であるか否かを問うまでもなく、振出人に対する権利行使が認められることになる。

但し、次のような事案について、判例は保証人の手形権利の行使を否定している。すなわち、A会社はその代表取締役であるXが主宰するワンマン会社ないしは同族会社であって、A会社とXとは実質上も経済上も一体とみることができると関係の中で、Xが保証債務を履行して、B銀行から手形の交付を受けた場合について、判例は、このような関係のもとにおいては、手形のB銀行からXへの裏書は信義則上、B銀行からA会社への裏書と同一に評価すべきであると、手形の振出人であるYは、A会社に対抗することができるとし、手形の振出人であるYは、B銀行の介在にかかわらず、Xに対しても対抗することができると（最判昭和五二年九月二日判時八六九号九七頁）。

この判例の結論について、学説は、戻裏書の抗弁の理論を援用して賛成している。すなわち、本来、善意者の介在により人的抗弁が切斷された後に手形を取得した者は、その者自身が抗弁事由につき悪意があったとしても抗弁切斷の保護を受けるということである。しかし、いったん人的抗弁が切斷されたとしても戻裏書がなされた場合には、所持人は抗弁切斷の保護を受けないということである。そして、割引依頼人と保証人との実質的経済的一体性を手がかりとして、保証人の手形取得を信義則上割引銀行からA会社への戻裏書と同一に評価することにより上記の戻裏書の抗弁理論を用いて人的抗弁の切斷を否定するのが通説となっている（倉沢康一郎・昭和五二年度重判解一〇七頁、西島梅治・手形小切手判例百選（四版）六五頁）。

もつとも、割引依頼人と保証人との実質上ないし経済上の一体性がさらに進んで法人格の形骸化ないし濫用の域に達しているれば、他の事実関係をもつまでもなく、法人格否認の法理により両者を当該手形取引に関する限り同一視して、保証人の手形取得を割引依頼人の戻裏書による取得とみる事ができる（中島史雄・ひろば二六巻二一七〇頁）。ただ、多くの学説や判例は、法人格否認の法理によらず、割引依頼人と保証人との法人格の異別を認めるという前提において、信義則上、保証人の手形取得は割引依頼人の手形取得と同視して、よって戻裏書と同一に評価して、振出人の抗弁権を認めるという構成である。①のケースについて、この結論との判例法はほぼ確立したものと認められる（西梅・前掲六五頁）。学説も一致しているところといえよう。

二 後者たる②の事例、すなわち、裏書なしで、単なる手形の交付を受け取った場合について、判例は「振出人Yが對抗できる抗弁については、B銀行はY会社が主張するような人的抗弁事由を知り、かつ、Yを害することを知りながら、本件各手形を取得したことに於いては、これを認めるに足る証拠はないしたが、Y会社はB銀行に対し人的抗弁をもって対抗しえないのであるから、代位弁済によりB銀行から本件手形上の権利移転を受けたXに対してもYは右の抗弁をもって対抗することができない」とされている（前掲東京地裁昭和三九年六月二十九日判決）。さらに、別の判例は「仮に保証人XがYと割引依頼人A社

との間に抗弁事由の存することを知らずして手形を取得したとしても、これらの事件では銀行の善意によって抗弁は切断されているから、振出人はこれをもってXに対抗しえないものと解すべきである」（最判昭和三七年五月一日判決民集一六巻五号一〇一三頁）。すなわち、代位弁済によって手形上の権利は当然割引銀行からXに移転するから、銀行が人的抗弁の対抗を受けない場合には、同様にその権利を承継したXも振出人から抗弁の対抗を受けることはない。それがXはA社の人的抗弁の存在について悪意があつてもかわりはない。この見解は学説も一致して支持している（前掲高島一三一頁）。本件の事案内容から当然に上述の結論になるべきである。しかし、意外に、本判旨はそれに従わず、①の事案に属する昭和五二年最判と同様な結論を出している。本件には銀行からの裏書がないために、保証人Xは手形所持人としての形式資格を有さないから前述戻裏書の構成をとることはできない。言換えれば、昭和五二年最判はXの形式資格を基礎とする手形関係に対する構築された理論であつて、手形関係の存在しない本件には適用しえないはずである。にもかかわらず、本判旨の理由かつ結論は同じにしている。そこが興味深い問題ともいえよう。

保証人は自己の保証債務を弁済するものであるが、実質的には、主たる債務者の債務を弁済するのであるから、当然代位の利益を享受できる。これが民法の原則とされている（石田喜久夫・注釈民法12三四〇頁）。ところで、割引手形の保証人の場合は、主

たる債務者たる割引依頼人のいかなる債務を弁済するのか検討を要するところ、一般的には、それは割引依頼人の買戻特約に基づいて買戻義務と裏書行為に基づいて遡求義務がその具体的内容になると考えられる。しかし、保証人の遡求義務は手形保証をしたときに初めて生じるものである。本件保証人Xは手形保証をしてないから遡求義務はない。したがって、本件保証人Xは買戻義務の履行に基づいて割引銀行Bから手形を取得したものと見える。Xの買戻義務に基づく代位弁済の法的効果として、当然、B銀行の手形上の権利は保証人に移転する。そこで、保証人Xは割引依頼人A社の地位とは独立して権利を取得したものと見える。

但し、この場合、XはB銀行から単に手形の交付を受けただけで裏書を受けてはいないがため、Xは手形権利を有するといっても、手形所持人としての形式的資格を有しないことから、手形上の権利行使の障害が生じる。この点については相繼、合併などの場合によって手形を取得したときは、裏書を受けていないために形式的資格を欠くとしても、実質的権利を証明すれば、手形上の権利を行使することができるとする通説・判例の見解（前掲高島一三二頁、最判昭和三二年二月七日民集一〇巻二二七頁）をとれば、問題の解決はできる。この場合、XはB銀行から人的抗弁が洗浄された手形上の権利を承継取得し、それに基づいて権利を行使したのであるから、Yからの抗弁を受けないこととなる。以上の説明については、従来の判例も学説も異

論の存しないところである。このことについて、保証人は法律上の義務に基づいて買戻義務の履行を強制されるものであり、手形取得について意思決定の自由を有さないことを補強理由とされるものもある（前掲前橋地高崎支判昭和四七・五・一六）。

以上の説明で明白になったことは、①の事案については、原則は、保証人Xは人的抗弁切絶の保護は受けられる。しかし保証人Xの割引依頼人Aとの経済上に一体の関係が認められる場合には、例外として人的抗弁の切絶は認められないこと、②の事案については、原則は、保証人は人的抗弁切絶の保護は受けられるとの立場が確立された学説、判例の現状である。

ところで、本件は②の事案であるにもかかわらず、判旨はXとA社とは実質上、経済上一体の関係を認定したうえに、Xの手形取得は信義則上B銀行からA社が受戻したと同一に評価すべきであると講じ、①の事案について確立された判例法の理論をそのまま援用して、Yは割引依頼人A社に対する同様の抗弁をもってXに対抗しうるとした。

考えてみれば、①の事案について、割引依頼人と保証人との経済的利益の共通性を理由として、信義則上に、保証人の裏書取得を割引依頼人の裏書取得と同一視することができるならば、②の事案について、同様に、信義則上に保証人の手形取得を割引依頼人の手形取得と同一に評価しえない理由はない。従って、本判旨は支持しうるものといえよう。

本判旨は②の事案についても①の事案と同様に、原則に対す

る例外を認めた、学説、判例の現状から一步推進した画期的な判例といえよう。その結果、保証人の保証債務の履行において、手形受戻は裏書によるにしろ、単に交付によるにしろ、その区別を問わずに、保証人と割引依頼人との経済的一体性の関係が

認められれば、一律に振出人は割引依頼人の人的抗弁をもって保証人たる手形所持人に対抗しうるものとなるのである。

黄 清溪

〔最高裁判事例研究 二八八〕

昭二八二二 (最高民集七卷一
一号一二二九頁)

損害賠償請求訴訟において損害額につき立証がない場合と裁判所の釈明義務

船舶引渡等請求事件(昭二八・一一・二〇第二小法廷判決)

X(原告・被控訴人・上诉人)は、船舶千恵丸を昭和二二年二月中に訴外Aから買い受け、おそくとも同年六月三〇日にはその引渡しを受けた。同年六月三〇日以降、船舶千恵丸はXとの契約により訴外Bにより占有使用されていた。昭和二二年一月二日、訴外Bは、債務の弁済にかけて千恵丸の所有権をY(被告・控訴人・被上诉人)に譲渡し、Yはこれの引渡しを受け使用していた。そこで、Xは所有権に基づき右船舶の引渡しと昭和二三年一月二日以降引渡済まで、一カ月の賃料相当の金二万五千円の割合による損害金の支払を求め、本訴請求に及んだ。

第一審において、Yは、昭和二二年一月二日訴外Bより代物弁済として船舶千恵丸を受領し正当にその所有権を取得し、また仮に

代物弁済が無効であるとしても、平穩公然善意無過失で本件船舶を取得したのであるから民法第一九二条によりその所有権を取得したと主張した。Xは、Yが右船舶を訴外Bから引渡しを受けた際に、船舶の所有者使用者が必ず保持すべき船鑑札・漁船登録票がなく、それにもかかわらず、その存否を調査せず引渡しをうけたという点に過失があり、よって、即時取得の抗弁は失当であると主張した。第一審X勝訴。Yより控訴。

第二審において、Yは新たに、Xは昭和二三年五月二九日に訴外B・訴外Cを代理人としてYと和解契約をなし、千恵丸がYの所有であることを認めたと述べた。これに対し、Xは、Xも訴外Bも訴外Cに代理権を付与したことはない」と反論した。

第二審は、次のように判示した。訴外Bが、債務の弁済にかけて昭和二二年一月二日千恵丸の所有権をYに譲渡し、昭和二三年三月四日に現実に千恵丸の引渡しを受けたという事実は認められる。しかし、これより前に、Xが千恵丸の所有権を取得し引渡しをうけていたのであるから、Yが千恵丸の所有権を承継取得するに由がな